

平成 2 8 年 1 0 月

南大隅町農業委員会

定例総会 議事録

平成 28 年 1 0 月 2 6 日 (水曜日)

平成28年10月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年10月26日(水曜日) 午前10時30分～午前11時35分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員(18人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美

事務局主幹 戸島 和則

事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第86号 非農証明願いに係る証明について(継続審議分)

議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第89号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 28 年 10 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 17 名です。17 番、富田委員から欠席の届けがありました。
よって 18 名中 17 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、19 番の溝端委員と 1 番の徳留委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 86 号 継続審議分の非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。
それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページ目をお開きください。

議案第 86 号 9 月の定例会総会で継続審議となりました非農地証明願いに係る証明 3
件でございます。各証明願いに係る詳細につきましては、9 月定例会総会で説明しており
ますので省略いたします。よろしくお願ひします。

議長： 先月、審議があったということですが、まず、議案第 86 号 3 ページの受
付番号 1 番についてですが、担当委員の現地調査については、9 月定例会総会で報告され
ているとおりであり、本日、出席の委員で現地調査を実施しているので、省略いたしま
す。

これより、質疑に入ります。先ほどの現地調査を踏まえて、意見等がございましたら
お願ひします。

議長： ○○○○さんの件ですね。現地でも様々な意見が出されていたようですが、何かござ
いませんか。

事務局： ○○さんの案件についてですが、別冊の方で農業振興地域整備計画の変更と農地法第
4 条の規定に関する許可申請の経過について、別冊で添付しておりますのでお目通しい
ただければと思います。平成 9 年 10 月 1 日に農振の農用地利用計画変更申出書が提出
されております。その別冊の中に先ほど現地調査でご説明いたしました、無断転用始末
書も添付されているところでもあります。あわせまして、資料の 11 ページ以降になりま
すが、農地法第 4 条の許可申請書並びに意見書を添付しておりますので、お目通しいた
だきたいと思います。

11 番： はい。

議長： 田中委員。

11 番： 先ほど、現地も見てきたわけですが、この件に関しては、非農地でいいのではと思
いますが、非農地証明の基準の中の無断転用の指導を受けたことがない土地、この場合、

無断転用に関する始末書が入っていますよね、今後の問題として、このようなケースの場合は認めないのか、そのあたりが引っかかってくる気がします。この件に関しては、過去に許可していますよ、と言い換えればいいと思います。今後、無断転用で始末書が提出されている案件もあろうかと思いますが、そういったものをどうするかということも決めておく必要があると考えます。

18番： はい。

議長： 18番、竹之内委員。

18番： 農用地除外申請をする。始末書を書いたから県も認めたような形になるのですが、先ほど現状を見たところ、やはり、非農地証明を出してもいいような状況だったと、私も思います。ただ、前からの話しですが、太陽光を持ってくるということで、あわせて1haほどになるわけですね、そうした場合、始末書を書いたところまで含めて、それをやるのかどうかですね。こここのところは、しっかりしとかなければ、何でもかんでも始末書を書けば認めるのでは、という印象を与えてはいけないと私は思います。そここのところを、今回、非農地証明を出してどのような景観になっていくのか、そこまで調べて、この始末書の問題を考えていかなければいけない気がします。

事務局： 基準の中の、指導を受けたことのない土地、これはどのような土地となるのか。例えば、これは、無断転用の始末書が書かれている。これは済んだことですね。ここに書いてある指導をとすることは、現在、受けているということ。現在進行形で、指導を受けて終わっている。ということ。

事務局： いま、田中委員、竹之内委員からありましたとおり、無断転用につきましては、まず、農振法をクリアするための、無断転用の始末書ということですので、今回、農振法を先に済ませてからの農地法になるわけですから、まず、農振法の中での無断転用の始末書になると、そして、いま局長が言われた、交付基準の中の無断転用の指導を受けたことがない土地についてですが、農地法第51条第1項の規定による処分対象地でない土地、これにつきましては、農業委員会が文書なりで指導した、指導している土地であると考えます。

事務局： にもかかわらず、転用してしまったと。

11番： はい。

議長： 田中委員。

11番： 始末書があるということは、勝手に転用してしまっている訳だから、非農地証明が出てこないのが普通ですね。この件でしたら、たまたま残った土地の地目変更をしなかつただけであって、普通に考えれば、この内容の始末書が入っている時点ですでに転用されている訳だから、勝手にしている訳だから、そこをあえて非農地にということが出てこないのが普通。この無断転用の指導をどこまで見るのかと思ったので。

18番： はい。

議長： どうぞ。

18番： 私が農業委員になってから、何件か始末書が提出されている訳ですが、ただ、口頭での指導だけのようになります。農業委員会からの、どうですかね。文書でもって指導していかないと証拠が何も残らないわけだから、また、今後の戒めにもならないことも出てきますので、そこのところはどうですかね。文書でもって指導していくとか。

事務局： 悪質なものについては、地区担当委員の皆さんと検討しながら、現地調査した後に文書なりで出さなければと考えます。軽微なもの、どこで線引きするか、軽微なもの重要なものと判断するのは難しいことですが、軽微なものについては、口頭でもしていかざるを得ないと思っております。線引きは非常に難しいことですが、総合的な判断の中で文書なり口頭なりで分けていかざるを得ないと思っております。

18番： 中には2度も始末書を書いた方もいらっしゃいますから、そこはしっかりと指導していかなければいけないでしょね。

14番： よろしいでしょうか。

議長： 武田委員。

14番： 開会前にも話しをしたように、やはり、年に一回は所有者というか町報等を通じて、もし農地を転用する場合は、必ず申請が必要ですよ、ということを改めて周知して、無断転用の指導をする前に事前にそのようなことを防ぐ方法を取らなければ、今のこれみたいに、知らなかった、と書けば、誰だって理由はあるわけだから、毎年、このような指導はしていますよ、と町報と通じてとか、ある意味必要ではないかと考えます。

事務局： ありがとうございます。わかりました、今後、広報誌等を通じまして周知をしていく方法を考えていきたいと思えます。

議長： 他にございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第86号 受付番号1番は、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第86号受付番号1番は非農地として証明すること決定いたします。

議長： 次に、議案第86号6ページの受付番号4番についてですが、担当委員の現地調査報告については、9月定例総会で報告されており、また、本日、出席委員で現地調査をしておりますので、省略いたします。

議長： これより、質疑に入ります。先ほどの現地調査をふまえて、ご意見等ありませんか。

議長： ご意見等がございましたら、出していただきたいと思えます。
〇〇さんの件でございます。

1 4 番： 議長よろしいでしょうか。

議 長： 武田委員どうぞ。

1 4 番： 現地を見た限り、完全に森林化している、非農地化しているような状態ではなかったと思います。あのような条件の良いところを、もっと利用価値を高めるような方策を皆さんで考えなければいけないのではと思いますが。今後、再開発を含めて何か利用価値を上げる手立てはないものだろうか、あるいは非農地にしてしまえば、あのような条件のところは町内に幾らでもあると思いますが。今のところ非農地としては認められないような条件。開発した当初の条件よりそんなに悪くなっているような状況ではない気がします。皆さんどう考えられるか。

議 長： ありがとうございます。今、武田委員から将来性のある土地だというようなご意見がございました。私もそのように思っておりますし、やはりあのような農地というものは、もし大根農家などに紹介できるような策を取れば、飛び込んでくるような農地でもあるようなので。

議 長： 皆さん、他にご意見ございませんか。

1 3 番： よろしいですか。

議 長： はい、野村委員。

1 3 番： 先ほど現場を見て、木なども長年経って生えている状態でしたが、これを開墾となれば、後を誰かが借りるとなれば、今の状態ではちょっと無理だと思います。開墾をするということになれば、多大な費用が生じると思いますが、それを本人が全額払った場合に元に戻すとなれば大変なことだと思いますけど。後のことを考えて、荒地を開墾したということで、10a 当たりに助成がありますよね、あれは面積の関係で対応できるのか、それとも県単でそのような助成があるのか、そのあたりをお聞きしたいのですが。

事務局： 昨年から実施している、10a 当たり 20,000 円は当然、対象になるということです。ただ、非常に農地としての様相と呈しておりますが、木もありましたので 20,000 円でどうなのかなど、先ほど聞かれた県単事業というか補助事業ですね、平成 29 年度の概算予算がだいたい示されておまして、それを見た限りでは、補助事業で 10a 当たり 50,000 円というのもあります。あと、重機等を用いた場合は 1/2 助成というような書類上は記載してありますけど、まだ、南大隅町で使ったことがないものですから、採択基準、採択要件、採択されやすいものなのか、そこあたりが少し分かりにくいことがありますが、20,000 円は当然、該当になる、その県事業、事業自体はあります。ただ、対象になりますとは、はっきり申し上げられないところではあります。

1 3 番： 時が経って、あのような状態になっているとは思いますが、要は本人がするかしないかだと思います。それについて、するのであれば、面積相応にお金がかかる、その負担の関係も出てくると、負担が大きければ本人もしないだろうと思います。そのあたりがあったものからです。

5 番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

5 番： これが許可できる場合と出来ない場合、どの項目に掛けて出来るか出来ないかをはっきりしとかなければ、あそこは出来て、ここは出来なかったということになって、事務局も大変だろうと思いますので、ここの中で、〇〇さんの件は農振の許可もあったということでしょうが、今回の場合はそうではないわけですから、そこはしっかりと線引きしておく必要があると考えます。

事務局： 今、〇〇さんの案件ですが、開会前に検討いただいた基準に基づきますと、まず、6番の農業振興地域の農用地区域内に入っている、ということになれば、当然、非農地扱いにはまずできませんよ、と農振法の除外が先ですよということにならざるを得ないということです。

5 番： はい。

議長： 田淵委員。

5 番： 農用地区域の関係ですが、入っていない部分は出来るかどうかですけれども。

事務局： 基盤整備は入っているのか。

事務局： 基盤整備につきましては、先ほど基準の3番でご説明させていただいたとおり、関連することだと思います。何らかの理由で耕作できない事情により10年だと、補助金適化法というものが8年ありますので、8年経過した後は、何らかの形での非農地扱いでもいいのかなとは考えておりますが、最低でも8年の期間は必要だと、ですからこの土地については、昭和40何年でしたので、それには該当しないとは思っております。ですから、農用地区域から外れている土地につきましては、再協議となる、周辺一帯を考えて非農地ではないですよ、ということにするのかについては、審議の中でのことにならうかと思えます。

5 番： はい。

議長： 田淵委員。

5 番： 今の、一体的に含めるということになれば、農用地区域は入ってくるというのは当然ですよ。農用地区域外はこの基準には入ってこないわけですが、事業をしたところでも8年を過ぎれば、出てくることもあろうかと思えます。こういった土地が他にもいくつもありますので、今後、このような案件が出てくると思うのですが、農用地の部分が一番問題になってくるのだから、そこを押さえておかないといけないかなと思えます。

14番： 議長よろしいでしょうか。

議長： 武田委員どうぞ。

14番： 〇〇さんの場合も、この後の場合の一緒だと思うのですが、3番のやむを得ない事情により10年以上、耕作を放棄された、これには該当するが農地への復元の見込みがない土地ではないと思うのですが。だから、先ほど言ったように、何かいい政策やその他

の方法があれば土地改良するような指導なり取り組みをしていただいた方がいいような気がします。誰がするということではなくて、本人がしなければ出来ないわけですから、本人がするように仕向ける、例えば地主を代えるとか、所有者を代えるとか何か政策上、きれいにしてあげるとか、そのような施策も考える必要があるのではと思います。

11番： よろしいですか。

議長： 11番、田中委員。

11番： 今のこの案件に関しては、事務局の見解としては農用地を除外できるという判断なのか、県に出してどうだろうかというところなのか、もう一度お聞かせください。

事務局： 除外に関しては、担当外のことなのですが、事務室内での話しでは、無理であろうと、周りの状況から見ても、一団の農地として扱われるだろうから、ということで無理なんじゃないかということは聞いております。

11番： それであれば、基準に基づいて除外から申請してもらい、それでだめであれば、除外になって初めて、我々の判断として農地なのか非農地なのかという判断をすればいいわけですから、本人さんに対しては、まず、除外から申請して下さいという話しで、今回は非農地ではございませんので、非農地としては証明できませんよという回答でいいのではないかと。その後、本人さんがどうしても、ということがあればそのような申請をされて、その時点で除外は認められないと、農用地ですから非農地として認められませんよ、という返事ができるし、現時点では、我々が判断する前に引っかかっていることがあるわけですから、現状で、非農地ですね、というわけにはいかない。ただ、現状を見れば確かに北側は雑木林になっているところもあります、いろんな条件をクリアしてないわけですから、そのために決めた基準だろうと思いますから、迷った時にこれに基づいていく基準だろうから、だから、今回の非農地については、農業委員会としては、非農地としては認められない、という回答でいいのではと思います。

18番： はい。

議長： 18番、竹之内委員。

18番： ○○さん自体が、相当年配の方だと思います。結局、本人がそのような補助事業を受け入れたり、いろんな施策を導入して、農地として復旧される、それなりの気持ちがあれば別ですけども、本人がこれ以上、非農地証明を出さなければどうしようもないと、放置しておくほかないと、いうことになるような気もします。ですから、先ほど武田委員が言われたとおり、非農地証明は出せないけれども、他にこのような方法もありますよ、といろいろ説明をしていかないと、また、第三者に譲ってもらって、思い切った整理をし直すか、そのような方法しかないような気がします。○○町の方は、今、○○に茶園を購入して整地し直して、夏野菜など植えられています、今年のように台風が来たり、そのようなことを考えると、あのような防風垣もしっかりしている、あれをしっかり整地しさえすれば、すごくいいほ場になると思います。ですから、今回の非農地証明は出せない、現時点では出せない。やはり、後の対策を皆さんで検討しなければと、特に経済課あたりで、あのようなところを、今後、またあちこち出てくる可能性もありますので、検討していただけたらと思います。現時点で、非農地証明を出すのは私も反対です。

議長： それぞれ、ご意見も出ておりますけれども、将来性のある土地だというような意見が何人かから出ましたが、我々、法的に審議する立場でもございますし、また、将来ということも考えながらも、決定をしなければならないという条件の中で話しを進めているわけですが、他に皆様方からご意見はありませんか。

議長： よろしいですか。

14番： 議長、よろしいですか。

議長： はい。武田委員。

14番： 現在の状況では、非農地としては認められません。でいいのではないですか。いろんな理由を付けるよりは、先ほど言ったように、農地への復元の見込みがありますよ、耕作はどうでもいいけど、非農地は認められません。でいいのでは。後の施策とかは、今決めることでもないでしょうし、一応、非農地であるかないかの判断だけだから、それでいいのではないですか。

11番： はい。

議長： 田中委員。

11番： 今、武田委員がおっしゃられたように、先ほど、いろんな補助を使って開墾をという話しも出ましたが、現状では、そんなに荒れてもいけないわけだし、出来ないわけですし、現状を見たところ、そこがあと何年して、もう少し荒れても、どこに迷惑をかける状況でもないと思います。どこか、開発団地の真ん中で、雑木が外に迷惑をかけるぞ、という土地であれば別ですが、あの現地の場合は現状維持のまま放置しても、隣の農地の何ら迷惑を掛ける状態でもないような気がします。私なんかのいろんな畑を開墾してきましたが、やはり、あれだけ纏まったほ場というのはなかなかないです。それをみすみす、本人さんにすれば、様々な事情があるでしょう、あるのですが、我々、農地を守る立場にある状態では、先ほどからおっしゃられるように、今回、非農地という形ではなく、農地ですよ、という回答でいいのではないですか。

議長： ただ今、前向きなご意見が出ましたが、数名の方から様々な意見が出ましたけれども、他の皆様はよろしいですか。

議長： それでは、採決をいたします。

議案第86号 受付番号4番については、開会前の勉強会において協議いたしました、非農地証明の交付基準を運用しますと、一部農用地区域も含まれていることから、非農地としては、不許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第86号 受付番号4番は非農地としては不許可とすること決定いたします。

議長： 次に、議案第86号9ページの受付番号5番についてですが、担当委員の現地調査報告については、9月定例総会で報告されており、また、本日、出席委員で現地調査をし

ておりますので、省略いたします。

これより、質疑に入ります。先ほどの現地調査をふまえて、ご意見等ありませんか。

議 長： ○○さんの案件でございます。これもほぼ、○○さんの面積と同じようなものでございます。

1 1 番： はい。1 1 番、田中。

議 長： 田中委員。

1 1 番： この案件の先ほどの案件からいけば、4 番の内容と同じになるのではと思いますが。やはり、農用地に入っているわけですから、開発はどうなっているのですか。

(整備が入っている、との声あり)

議 長： ○○さんのところは、平たん地。こちらは少し傾斜地を含んでいるのかというぐらい。

1 1 番： いずれにしても、まとまった土地というのはないですから、やはり、先ほどと同じ考え方でいいのではと思いますが。

議 長： 前の案件と同じ、という意見も出ておりますが、他の皆さんはどう思われますかね。

議 長： 4 番の案件と同じ考え方で、よろしいですか。

議 長： それでは、採決をいたします。

議案第 86 号受付番号 5 番については、非農地証明の交付基準を運用しますと、一部農用地区域も含まれていることから、非農地としては、不許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 86 号受付番号 5 番は非農地としては不許可とすること決定いたします。

議 長： 議案第 88 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請、1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 88 号受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 3 番： 13 番、野村です。

議 長： 13 番、野村委員。

13 番： 16 ページの地図で、左側の方は〇〇町へ向かう〇〇〇になります。10 月 17 日に譲受人の〇〇氏と現地の確認をしました。申請地、南大隅町〇〇〇〇番〇は〇〇集落にあります。〇〇〇沿いが譲受人の自宅となっております。〇〇から下がれば、申請地があります。近辺は、〇〇とか〇〇とかいろいろありまして、近辺のほとんどは宅地となっております。南側に二件の〇〇ハウスがあります。申請地と自宅は、2～3m の高さでブロック積みで境界がしてあります。そのブロックが老朽化し、以前、譲渡人の父と売買の話しが持ち上がったのですが、その後、父が亡くなり、譲受人が相談したところ、譲渡人は今後も農業をする意思はないということで、今回の所有権移転となっております。申請地は、私が 3 年前から耕作をしておりまして、10 月 12 日に稲刈りが終わり、その後、耕耘して返却することになっております。譲受人は、約 20a をハウスインゲン、残りを稲作として営んでおりますが、境界ブロックが老朽化していることから、自宅側からハウス施設の北側までの田に擁壁を設け、盛土をして自作地の畑がないといことで、そこを畑にして、北側を田んぼとして稲作を営むという考えであります。調査の意見としまして、水田の換地については、〇〇〇に連絡がしてあります。宅地との境界ブロックが 2～3m の高さがあり、地震その他の自然災害等による損壊をいつも心配されておられて、盛土をしてカバーしていくという形で考えておりますので、盛土については仕方ないと考えております。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 88 号受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 88 号受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 89 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 17 ページの議案第 89 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 89 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、8 番、瀬崎委員と 14 番、武田委員に関する議題の提出がございました。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたし

ます。

(瀬崎委員・武田委員 退席)

議長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

13番： はい。

議長： 13番。野村委員。

13番： 集計表の3年は、2年の誤りでないですか。

事務局： 申し訳ありません。2年です。18ページの総括表の存続期間3年は2年の誤りです。訂正方をお願いいたします。

11番： 田中です。

議長： 田中委員。

11番： 7番から9番の新規の分ですが、作物がワラビとなっていますが、これは実績があるんですか。それとも、まったく新規のものですか。

事務局： ○○町で今回、新規就農される方となっております、南大隅町の方の土地を求められて今回、ワラビを植えられるということでした。実績自体は、○○さんのお父さんがワラビなり葛なりをされているということは、お聞きしております。収穫につきましては。

5番： はい。

議長： 5番。田淵委員。

5番： 新しい作物ですが、ワラビの上でなく根っこを、葛と一緒に根の部分収穫するということです。今回初めて作られるわけですが、春に植えられて秋ごろ、1年で収穫をして出荷するということです。この場所は、以前、○○さんが堆肥置場として使われていたところですが、もう、辞められて、タイヤが置いてあったりとか、荒地になりつつあった土地でして、丁度、借り手があってというような場所です。

議長： 他にございませんか。

議長： よろしいですか。それでは、採決をいたします。
議案第89号について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第89号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(瀬崎委員・武田委員 着席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局が発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 28 年 10 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員